

## 太田市地域活動支援センター事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第77条第1項第9号の規定により、雇用されることが困難な障がい者等（以下「障がい者等」という。）に対し、地域活動支援センターに通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図るための地域活動支援センター事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、太田市とする。ただし、本事業を適切な事業運営を確保できると認められ、国が示す地域活動支援センターに関する基準を満たす法人（以下「事業者」という。）で市長が指定する事業者に委託することができるものとする。

### (事業者の指定)

第3条 前項ただし書の規定により指定を受けようとする事業者は、地域活動支援センター事業指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、事業者が国の示す事業の基準や要件を満たしていることを審査し、適当と認められた事業者については、地域活動支援センター事業指定書（様式第2号）により指定し、要件を欠く事業者については、地域活動支援センター事業指定不承認通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

### (事業者の変更申請等)

第4条 事業者は、事業内容を変更する場合は、あらかじめ、地域活動支援センター事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請書の内容を確認し、地域活動支援センター事業変更承認書（様式第5号）により通知するものとする。

3 事業者は、事業を廃止しようとする場合は、あらかじめ、地域活動支援センター事業廃止届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

### (利用対象者)

第5条 事業の利用対象者は、市内に住所を有する15歳以上の障がい者等とする。ただし、利用定員に支障がない場合にあつては、15歳未満の障がい児を加えることができる。

2 前項に定めるもののほか、市外に居住する者にあつては、当該市町村長と協議の上、その者の通所を受託することができる。

(事業内容)

第6条 地域活動支援センターは、利用対象者に対して創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の事業（以下「基礎的事業」という。）を実施する。

2 地域活動支援センターは、基礎的事業に加え、事業の機能を強化するために次の表に掲げる事業を実施する。

事業名	事業の内容	要件
地域活動支援センターⅠ型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。	相談支援事業をあわせて実施ないし委託を受けていること。 1日当たりの実利用人員は概ね20名以上とする。
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。	1日当たりの実利用人員は概ね15名以上とする。
地域活動支援センターⅢ型	基礎的事業を実施	1日当たりの実利用人員は概ね10名以上とする。

(職員配置等)

第7条 地域活動支援センターは、事業の実施に当たっては、次のとおり職員を配置するものとする。

- (1) 基礎的事業 2人以上とし、うち1人は常勤者とする。
- (2) 地域活動支援センターⅠ型 基礎的事業による職員の他1人以上を配置し、うち2人以上を常勤とする。
- (3) 地域活動支援センターⅡ型 基礎的事業による職員の他1人以上を配置し、うち1人以上を常勤とする。
- (4) 地域活動支援センターⅢ型 基礎的事業による職員のうち1人以上を常勤とする。

(利用の申請)

第8条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、地域活動支援センター事業利用（新規・継続）申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項に規定する申請に当たっては、障害者手帳、障害者年金証書等障がい者等であることが確認できる書類を提示することとする。

(利用の決定)

第9条 市長は、申請があった場合は、概況調査等を行いその必要性を検討し、できる限り速やかに利用の要否を決定し、地域活動支援センター事業利用決定(却下)通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、過去3年において概況調査等を実施している者であつて、継続申請をする者の障がい状況等に変化がないと認められるときは、当時の概況調査等をもって前項の概況調査等に替えることができる。

3 用決定の有効期間については、申請があつた日の属する年度末までとする。

4 利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、通知された決定通知書を事業者に提示し、利用の契約を締結することとする。

(利用決定の変更)

第10条 利用者は、利用決定の内容に変更する必要があるとき、又は利用の中止をするときは、地域活動支援センター事業利用(変更・中止)届(様式第9号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、変更又は中止の申請があつた場合は、地域活動支援センター事業利用(変更・中止)決定通知書(様式第10号)により利用者に通知するものとする。

(利用決定の取消し)

第11条 市長は、次に掲げる場合には、利用決定を取り消すものとし、地域活動支援センター事業利用取消通知書(様式第11号)により利用者に通知するものとする。

- (1) 利用者が事業の利用の必要性がなくなつたと認められるとき。
- (2) 利用者が他の市町村の区域内に住所を移したとき。
- (3) その他市長が認めたとき。

(利用料等)

第12条 事業の利用料は、無料とする。ただし、事業者が利用料とは別に設定した実費負担については、利用者が負担しなければならない。

2 市長は、別に定める基準に基づき、第5条第2項の規定により他市町村長から受託した事業に係る負担金を当該市町村長に対し請求するものとする。

(事業実施上の留意事項)

第13条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 事業者は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

3 事業者は、地域活動支援センター事業の利用者、利用人員、活動内容等の状況を定期的に市長に報告しなければならない。

(関係機関との連携)

第14条 市長は、事業の実施に当たって、関係機関との連携を密にするとともに、事業を委託している事業者等との連絡・調整を十分に行い、事業を円滑に実施するものとする。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。